「平成30年版 源泉徴収のあらまし」の訂正について

45 頁に記載している(注) 1 に誤りがありますので訂正いたします。ご利用に当たってはご注意願います。

(注) 下線部は、訂正箇所を示します。

正	誤
(45 頁)	(45 頁)
ハ ここにいう寡夫とは、次のいずれかに該当する人で、生計を一にす	ハ ここにいう寡夫とは、次のいずれかに該当する人で、生計を一にす
る子があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の人をいいます(所	る子があり、かつ、合計所得金額が 500 万円以下の人をいいます(所
法2①三十一、所令11の2)。	法2①三十一、所令11の2)。
(イ) 妻と死別した後、婚姻していない人	(イ) 妻と死別した後、婚姻していない人
(ロ) 妻と離婚した後、婚姻していない人	(ロ) 妻と離婚した後、婚姻していない人
(ハ) 妻の生死が明らかでない人	(ハ) 妻の生死が明らかでない人
(注)1 ここでいう「生計を一にする子」には、他の所得者の <u>同一生計配偶者</u> や	(注)1 ここでいう「生計を一にする子」には、他の所得者の控除対象配偶者や
扶養親族となっている人又は所得金額の合計額が38万円を超える人は、含	扶養親族となっている人又は所得金額の合計額が38万円を超える人は、含
まれません。	まれません。